

安倍働き方改革のねらいを学び 職場からのたたかいを

生活改善につながる大幅賃上げ、 みんなの力で秋季年末要求を前進へ



講演する東海林さん▶

11月4日、自治労連都道府県職部会は「賃金・リストラ交流集会」を開催しました。府職労から青年を中心に13人が参加しました。

集会では、毎日新聞新潟支局長の東海林智さんが「安倍働き方改革のねらいと職場からのたたかいを」と題した講演を行いました。東海林さんは、まず初めに「労働は商品ではない」「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」を根本原則とした「フィラデルフィア宣言」を紹介し、安

倍政権の働き方改革や一連の政策は「フィラデルフィア宣言」に逆行すると強く批判しました。派遣会社のチラシに「電話一本、30分でお届けします」「春の無料お試しキャンペーン」などのフレーズが使われている実態が紹介され、労働があらゆる商品化されている実態を指摘するところも

参加者の声

「人間らしい働き方」には労働組合が必要

保健所支部 加藤 誠大（青年部書記長）

今回の交流集会では、毎日新聞記者の東海林智さんのお話を聞くとともに、各単組の活動報告を聞いて非常に勉強になりました。働き方改革の「高度プロフェッショナル制度」の対象者を年収400万円まで拡大することを狙っていることや「労働時間の上限規制」と言っている過労死ラインである80時間から100時間も含められていることなどを新たに知ることができました。

今回の交流集会では、毎日新聞記者の東海林智さんのお話を聞くとともに、各単組の活動報告を聞いて非常に勉強になりました。働き方改革の「高度プロフェッショナル制度」の対象者を年収400万円まで拡大することを狙っていることや「労働時間の上限規制」と言っている過労死ラインである80時間から100時間も含められていることなどを新たに知ることができました。

今回の交流集会では、毎日新聞記者の東海林智さんのお話を聞くとともに、各単組の活動報告を聞いて非常に勉強になりました。働き方改革の「高度プロフェッショナル制度」の対象者を年収400万円まで拡大することを狙っていることや「労働時間の上限規制」と言っている過労死ラインである80時間から100時間も含められていることなどを新たに知ることができました。

今回の交流集会では、毎日新聞記者の東海林智さんのお話を聞くとともに、各単組の活動報告を聞いて非常に勉強になりました。働き方改革の「高度プロフェッショナル制度」の対象者を年収400万円まで拡大することを狙っていることや「労働時間の上限規制」と言っている過労死ラインである80時間から100時間も含められていることなどを新たに知ることができました。

実態などを紹介しました。

講演の最後には「柔軟な働き方」をすすめる安倍政権への対抗軸として「誰も

がまともに働けば、まともな暮らしができる賃金の要求（最低賃金時給1500円など）」を掲げてたたか

う必要性を強調することも

に「公務労働者が権力者のプライベート・コマンドとならないためにも労働組合が必要である」と強調しました。

講演の後には参加した各府県からの取り組みを大いに交流しました。

台風21号による災害に、犠牲になられた方に哀悼の意を表し、被害にあわれた方に心からお見舞い申し上げます

超大型の台風21号により、全国各地で多くの方が被害にあわれ、大阪府内でも道路の陥没や、鉄道の駅・線路の冠水・破損など大きな影響が出ています。

台風21号は、近畿地方で大きな犠牲を出し、大阪府内で2人が亡くなり、20の方が軽傷を負われました。また、床上・床下被害含め住宅被害も120件を数えています。（10月24日、大阪府発表）

府職労は、犠牲になられた方に哀悼の意を表し、被害にあわれた方に心からお見舞い申し上げます。

あわせて、台風通過当日から、災害被災地での道路などの復旧をはじめ、被害にあわれた方に関係するさまざまな支援の業務にご尽力されている大阪府職員や、関係する多くの方に敬意を表するものです。

※台風21号の風・大雨で、浸水（床上・床下）、家屋の損壊などの被害はありませんか。被害状況によっては、自治労連火災共済（加入者が対象）、府職労共済（全組合員が対象）の支給対象となる場合がありますので、お問合せください。

1. 府職労共済（全組合員が対象）

自家、借家問わず、組合員が現に居住する建物の被害に対し、下表の給付となります。

全壊、全流失	60,000	半壊、半流失	30,000	床上浸水	6,000
大規模半壊	42,000	一部壊	2,000		

2. 火災共済（加入者が対象）

建物および家財を収容している建物本体について10万円を超える損害が発生した場合、「共済金+臨時費用」が給付されます。家財だけに加入の場合も給付されます。最高限度は、100口（建物と家財の合計口数）を限度です。

なお、建物本体および、電気、冷暖房等の建物の付属設備も対象とします。門や塀、物置等建物の付属物は損害の対象外です。損害の程度によって次表に基づき給付されます。

風水害等共済金は、建物本体、または窓、扉など建物の一部が直接、雨、風等によって破損したために生じた損害（急激・偶然・外因）について対象とするものであり、建物の開口部（窓や戸の閉め忘れ等）から雨・風・ひょう・雪等の吹き込みによって建物の内部に生じた損害は対象となりません。

区分	認定基準	建物と家財両方に加入		建物、家財のどちらか一方だけに加入の場合		
		1口当たり共済金	最高限度(100口)	1口当たり共済金	最高限度(100口)	
全壊全流失	建物の70%以上の損壊・流失	30,000	3,000,000	15,000	1,500,000	
大規模半壊	建物の50%以上の損壊・流失	21,000	2,100,000	10,500	1,050,000	
半壊半流失	建物の20%以上の損壊・流失	15,000	1,500,000	7,500	750,000	
一部壊	建物の損害額が100万円を超える場合	3,000	300,000	1,500	150,000	
	建物の損害額が10万円を超え100万円以下の場合	1,000	100,000	500	50,000	
床上浸水	1階の全床面積50%以上にわたる浸水	150cm以上	15,000	1,500,000	7,500	750,000
		100cm～150cm未満	10,000	1,000,000	5,000	500,000
		70cm～100cm未満	7,000	700,000	3,500	350,000
		40cm～70cm未満	5,000	500,000	2,500	250,000
		40cm未満	3,000	300,000	1,500	150,000
		1階の全床面積50%未満の浸水	100cm以上	3,000	300,000	1,500
	100cm未満	1,000	100,000	500	50,000	

憲法9条を変えて

「戦争する日本」を止めよう